

答申第 767 号

情 公 第 2519 号

令和 5 年 1 月 11 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 様

神奈川県情報公開審査会

会 長 田 村 達 久

行政文書非公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 2 年 5 月 13 日付けで諮問された特定建築物の工事施工業者等に関する文書非公開の件（諮問第 857 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、別表に掲げる請求について、文書が不存在であるとして公開を拒否したことは妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和2年2月4日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、特定建物の屋根改修工事（以下「本件工事」という。）に関し、別表のとおり行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和2年2月21日付けで、県の事業として当該文書を取得していないため文書不存在であるとして、条例第10条第3項の規定に基づく公開拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和2年3月24日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人は、特定建物について、建設業法第3条の許可（以下「建設業許可」という。）を受けていない業者（以下「本件施工業者」という。）から、シロアリ被害により耐久性が低下しているため特定建物全体の屋根の改修工事を行うと聞いていた。
- (2) 建設業許可は、工事費総額が500万円以上の場合に要することになっているが、実施機関の報告書によると、工事費総額は500万円未満であったとされている。しかし、改修工事は完成時までには費用が増額することが通常であることから、本件工事終了時点において、建設業許可所管課である建設業課は、本件工事に係る費用総額について500万円以内であることの確認をいつどのように何を根拠に行ったのか、説明は当然なされるべきである。
- (3) 建設業課が特定土木事務所に対し、本件施工業者の法抵触の有無を確認した事実は明確である以上、建設業許可所管課である建設業課が当該事実を確認したことについての文書は必要欠くべからざるものである。当該事

実に関する文書及び調査なくして、建設業許可の諾否が確定されているのであれば、人間社会の生命財産に対する安心、安全、責任について担保されないまま建物の改修工事が行われていたということであり、県民に対する重大な失当である。

- (4) 当該事実に対する正確な調査確認は、「許可に必要な金額未満は確認することになっていない」が、「確認してはいけない」ということにはなっていないため、調査確認を行わなければならないことは明白である。

#### 4 実施機関（担当 県土整備局事業管理部建設業課）の説明

- (1) 別表に掲げる請求Bについて、本件業者が建設業許可を受けていない業者であることは、審査請求人同席のもと、国土交通省所管の「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」により確認しており、その際、印刷するなどの出力処理を行っておらず、行政文書として作成していなかったことから、文書不存在として公開拒否決定処分とした。
- (2) 別表に掲げる請求Iについて、審査請求人は、本件工事終了時点における施工費用総額が500万円未満であることの確認作業を実施機関はどのようにしたのか明らかにすべきである旨主張するが、建設業法では、建設工事ごとに、建設業許可の必要がない500万円未満の建設工事であるか否かを確認することにはなっておらず、実施機関は、本件施工業者から工事終了時点において本件工事施工費用総額が記載された文書の提出を受けていない。
- (3) また、本件工事が建設業許可の必要な500万円以上の建設工事であることを示す客観的な事実が確認されていないことから、実施機関は、本件工事の調査を行っていない。
- (4) したがって、実施機関には、本件工事施工費用総額が、建設業許可が必要ない500万円未満であるか否かを確認した記録は文書として存在しないことから、公開拒否決定処分とした。
- (5) 別表に掲げる請求A、CからHまで及びJについては、建設業課の所管外の事項に関する文書であり、建設業課には対象文書が存在しないことから、公開拒否決定処分とした。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 請求Bについて

審査請求人は、本件施工業者が建設業許可を有していないことを確認した記録に関する文書として、別表に掲げる請求Bのとおり公開請求を行っている。

このことについて、実施機関は、審査請求人が来庁した際に、国土交通省のシステム上で本件施工業者が建設業の許可を有していないことを確認したが、当該システムの画面を閲覧しただけで、印刷はしておらず、職務上、文書を作成し、又は取得して、実施機関が管理していないため、当該文書は存在しないと説明している。

国土交通省のシステムに保存されている電磁的記録は、同省の管理する行政文書であり、実施機関が管理する行政文書には当たらないことは明らかであり、実施機関が当該システムの画面を印刷する等して文書を作成し、又は取得して管理していないとする以上、本件施工業者が建設業許可を有していないことを確認した記録に係る文書が存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が当該請求について、文書が不存在であることを理由に公開拒否決定を行ったことは妥当である。

### (2) 請求Iについて

ア 本件工事が建設業許可を要しないことを確認した文書について

(ア) 審査請求人は、実施機関が本件工事に係る施工費用総額が500万円以下であることを本件工事の発注者及び本件施工業者に確認したことが分かる文書として、別表に掲げる請求Iのとおり公開請求を行っている。

審査請求人は、実施機関の報告書によると、本件工事施工費用の総額が500万円に満たなかったとされているが、工事終了時点においても当該費用の総額が500万円に達しておらず、建設業許可が必要ではなかったことについて建設業許可を所管する実施機関が確認した文書が存在するはずであると主張している。

これに対して、実施機関は、建設業法上、建設工事ごとに建設業許

可の必要な金額未満の工事であるかの確認を行っていないと説明している。

そこで検討すると、建設業法第3条第1項は「建設業を営もうとする者は…許可を受けなければならない。」と定め、同法第7条は、建設業許可を受ける者についての許可基準として、①建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有する者として国土交通省令で定める基準に適合する者であること、②その営業所ごとに一定年数以上の実務経験を有する者等を専任者として置くこと、③請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと、④請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないことをその主な内容として定めている。このように、建設業の許可制度は、「建設業を営もうとする者」に対してその適格性を審査して許可又は不許可の決定を行う制度であり、現に行われている建設工事ごとに、建設業法施行令の定める建設業の許可を要しない金額未満の建設工事であるか否かの判断を行うことを予定した制度ではないことが認められる。建設業許可制度が以上のような制度であることに照らせば、本件工事終了時点で施工費用総額が記載された文書の提出を受けていないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(イ) また、実施機関は、本件工事が建設業許可を必要とする金額以上の建設工事であることを示す客観的な事実が確認されていないことから、本件工事についての調査は行っていないと説明している。

建設業許可制度が前記(ア)のような制度であるところ、建設業法第31条第1項は「都道府県知事は、当該都道府県の区域内で建設業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務、財産若しくは工事施工の状況につき、必要な報告を徴し、又は当該職員をして営業所その他営業に係るのある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」と定めている。しかし、同項については、「報告の聴取又は立入検査をすることができる場合は、行政庁が本法の目的に沿ってその権限を行使する上で『特に必要があると認め

るとき』に限られる」とし、「具体的な必要性がないのにむやみに報告を徴したり、他の営業所に立入検査したついでに目的外の営業所に立入検査することは許されない」と解されている（建設業法研究会編著『[逐条解説]建設業法解説改訂12版』441頁）。つまり、実施機関の権限として、個々の建設工事の調査は可能とされているが、それは「特に必要があると認められる場合」に限定されており、世上行われている個々の建設工事につき、その施工費用を調査すべきことを定めたものではない。この点、実施機関は、本件施工業者の建設業法上の違反の疑義について、客観的な事実が確認されていないとし、「特に必要があると認めるとき」に当たらないと判断している以上、実施機関が本件施工業者への報告の徴取及び立入検査等を行っていないと考えるのが相当である。

(ウ) したがって、実施機関が本件工事に係る調査に関する文書について不存在であることを理由に公開拒否決定を行ったことは妥当である。

#### イ 特定土木事務所に確認した際の文書について

審査請求人は、前記アに加え、実施機関が特定土木事務所に対し、本件施工業者が建設業法等に抵触しているのかを確認した事実は明確である以上、建設業許可を所管する実施機関として、当該事実を確認した文書が存在するはずであり、当該文書は公開されなければならないと主張している。

このことについて、当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関は、審査請求人の相談を受けて、特定土木事務所に対して電話で本件工事施工費用の総額を確認したに過ぎず、確認した内容についての文書を作成及び取得していないと説明している。

神奈川県行政文書管理規則第6条は「本庁及び所の事務処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等（意思決定の経過、行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を記録した行政文書を作成しなければならない。」としており、「神奈川県行政文書管理規則の運用について」によると、「軽易な事項の照会、回答、通知などで電話、口頭などで処理することが適当な場合以外は、意思決定の経過等を記録した行政

文書を作成することが必要である」としている。

当該規則及び運用に照らすと、実施機関は、必ずしも行政文書の作成を行う必要があるわけではないことから、実施機関が特定土木事務所に電話連絡により口頭で確認した内容に関する文書が存在しないとしても、不自然、不合理ではない。

#### ウ 小括

したがって、実施機関が別表に掲げる請求 I について、文書が不存在であることを理由に公開拒否決定を行ったことは妥当である。

#### (3) 請求 A、C から H 及び J について

標記請求について、実施機関の担当である建設業課は、所掌事務ではないことから、当該文書が不存在である旨、説明している。

当審査会が確認したところ、標記請求は、いずれも建築基準法第 6 条第 1 項に定める建築確認に関するものであることが認められる。

建設業課が所掌する事務について、神奈川県行政組織規則（昭和 31 年 10 月 1 日規則第 64 号）によると、建設業課の所掌事務に建築基準法の施行等に関する事務が含まれていないことから、実施機関の担当である建設業課が当該文書を取得していないことに不自然、不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が別表に掲げる請求 A、C から H 及び J について、文書が不存在であることを理由に公開拒否決定を行ったことは妥当である。

#### (4) その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、本件工事の施工費用総額が 500 万円未満であったのか否かについて、実施機関は、特定土木事務所が確認したことにつき、さらに正確な調査確認を行うべきである旨主張しているが、当審査会は、行政文書の公開請求に係る諾否の決定に係る審査請求の当否について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する権限を有するにとどまるため（神奈川県情報公開審査会規則第 2 条）、当該主張について調査審議する立場にない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 表 (公開請求の内容)

区分	請 求 内 容
A	<p>昨年の台風 15 号のため大規模損壊の特定アパートの屋根全部の改修工事 (2019, 9. 10 施工業者聴取による) には構造計算、建築確認が必要と思われる (2019. 10. 21 建築安全課聴取による) これに関しての施工業者確認の公開開示→施工業者に確認 (聴きとり) 記録</p>
B	<p>施工業者は建設業の無許可業者である施工業者確認の公開開示→許可をとっているのかが確認した記録</p>
C	<p>屋根全部の改修工事がされないで台風 15 号による損壊部分建物屋根全体の 1/2 の改修工事箇所の施工業者に確認の結果、損壊部は建物屋根 1/2 であり大規模工事でなく構造計算、建築確認は必要がない (特定土木事務所) という確認されたことの公開開示→大規模修繕に当たるか否かの判断記録</p>
D	<p>屋根工事が 11 月に入り中断したことの理由確認についての公開開示→1/2 にならないために中断したのかどうか</p>
E	<p>外溝工事により無断で隣地境界線上を損壊したことの通報に対する確認指導の公開開示→特定土木事務所の指導記録</p>
F	<p>12 月に入り屋根の工事が再開された理由の確認についての公開開示→区分 D から再開したのを知っていたのか、確認したのか。工事を終えたのかどうか。なぜ終えたと判断したのか。</p>
G	<p>工事再開が屋根の棟を挟んでの工事であり屋根全体の 1/2 であるから大規模工事ではないことを確認したことについての公開開示→現時点で工事が終わって屋根は全面敷いているのに 1/2 以下と判断した理由</p>
H	<p>台風 15 号による屋根の損壊が全体の西側 1/2 である当方当初の通報に対してその後の現地確認して棟を挟んでの 1/2 の施工であるとの通報後の確認との相違について工事発注者、施工業者確認の公開開示→棟をはさんで 1/2 の範囲とはどこか</p>
I	<p>本工事施工費用総額の金額が建設業許可の必要がない 500 万円以下であることの工事発注者、施工業者確認の公開開示→確認したのかどうか</p>
J	<p>建物 2F において建築基準法違反にもかかわらず営業が継続中である理由についての入居者、建物オーナー確認の公開請求            建築基準法違反共犯者である本件建物のオーナーは違反を承知しての営業を認めている確認の公開開示→是正計画、是正の見込みを確認</p>



別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 2 年 5 月 13 日 (収受)	○ 諮問
令和 4 年 7 月 22 日 (第 218 回部会)	○ 審議
令和 4 年 8 月 26 日 (第 219 回部会)	○ 審議
令和 4 年 10 月 6 日 (第 220 回部会)	○ 審議
令和 4 年 11 月 28 日 (第 221 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
堀 内 かおる	横浜国立大学教授	
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和5年1月11日現在）（五十音順）